

被扶養者の認定取消

9月に特別認定の被扶養者（給与条例上の扶養手当の支給を受けていない者）を対象に扶養確認を行いました。これは、特別認定を受けた被扶養者がその後も引き続き認定の要件を備えているかどうか確認するものです。

扶養確認は毎年行っており、今年も遡って取り消しとなった方が多数いらっしゃいました。

普通認定、特別認定にかかわらず、取り消しの申告が遅れると、事実発生日まで長期間遡って認定を取り消すこととなり、その間に病院に行っていった場合は、**共済組合が医療機関に支払った医療費を全額返納していただくことになります**ので注意が必要です。



定期的に被扶養者の収入の確認をお願いします。
取消要件に該当するときは、すぐに被扶養者の取り消しをしましょう。
取り消しの手続きは所属所を通してください。

●以下は、扶養確認で取り消しとなった事例と要件です。今一度ご確認ください。

被扶養者の状況と取り消しの事例	取消要件（確認内容）
勤めている（アルバイト・パート含む） 【事例 1】 長男が4月から就職をして保険証が交付されていたため、遡って取り消した。 【事例 2】 二女が、アルバイトを掛け持ちしており、毎月の給料合計額が3ヶ月連続して108,334円以上となっていたため、遡って取り消した。	◆勤め先から保険証が交付されていませんか？ 保険証に記載の資格取得日で取り消しとなります。 ◆保険証がなくとも、雇用契約書等で年間130万円（交通費含む）以上の給料が見込まれませんか？ 雇用（契約）期間初日で取り消しとなります。 ◆毎月の給料が、3ヶ月連続して108,334円（交通費含む）以上となっていますか？ ※複数掛け持ちで勤めている場合は、合計額となります。 給料が当月払いの場合……4ヶ月目の月の初日で取り消しとなります。 給料が翌月払いの場合……3ヶ月目の給料日翌日で取り消しとなります。
60歳以上で年金を受給している 【事例 3】 父が、昨年11月に65歳になったことに伴い、老齢基礎年金を受給することとなり、年金受給額合計が180万円を超えることとなっていたため、年金証書受領日まで遡って取り消した。 【事例 4】 母が65歳未満で年金を受給し、パート勤めをしているが、年金受給額と給料の月の合計が3ヶ月連続で15万円を超えていたため、遡って取り消した。	◆年金額の合計が180万円以上ではありませんか？ 特に、65歳から老齢基礎年金が支給となった場合は、年金の合計金額が180万円を超えていないかご確認ください。 年金証書を受領した日で取り消しとなります。 ※年金には、老齢年金の外に非課税の遺族年金、障害年金、企業年金、個人年金等を含みます。 ◆アルバイトやパートをしていませんか？ ※年金の年間受給額を12月で除した額に、アルバイト等の毎月の給料（交通費を含む）を加えた金額が3ヶ月連続して15万円以上となった場合は、取り消しとなります。 給料が当月払いの場合……4ヶ月目の月の初日で取り消しとなります。 給料が翌月払いの場合……3ヶ月目の給料日翌日で取り消しとなります。
雇用保険を受給している 【事例 5】 二男が退職後雇用保険を受給していたため、遡って取り消した。	◆日額3,612円以上の失業給付を受給していませんか？ 給付日数にかかわらず、受給開始日（受給期間初日）で取り消しとなります。
被扶養者と別居した 【事例 6】 同居の義母と別居していたため、遡って取り消した。	◆同居を認定要件としていませんか？ ※配偶者、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹以外の方は、同居が認定要件となります。 別居した日で取り消しとなります。
被扶養者と別居している 【事例 7】 別居している姉への仕送りをやめたため、遡って取り消した。	◆仕送りをしていますか？ ◆仕送り額は、別居している被扶養者の全収入の1/3を下回っていませんか？ ※全収入とは、被扶養者の収入と組合員及びその他の者からの仕送りの合計です。 仕送り額が全収入の1/3を下回った、または仕送りをやめた時点で取り消しとなります。

※60歳未満の配偶者を収入超過、離婚、死亡、雇用保険受給を理由に取り消す場合は、国民年金第3号資格喪失の手続きもお忘れなく！

給付・保健グループ 017-734-9913